

平成 2 9 年 度

教 育 委 員 会 臨 時 会 (1 0 月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 臨 時 会

1 開催日時・場所

平成29年10月18日(水) 17時00分から18時00分

四條畷市役所 本館ミーティングルーム

2 出席委員

教 育 長	森田 政己
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	原 知雅
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫

3 事務局出席者

教 育 部 長 兼 教育環境整備室長	西口 文敏
教 育 部 次 長 兼学校教育課長	芝田 孝人
教 育 総 務 課 長	阪本 律子
教育総務課長代理兼主任	櫻井 康弘

4 議事録作成者

教育総務課長代理兼主任 櫻井 康弘

5 付議案件

議案 第30号 職員に対する処分について

報告 第15号 中野地区及び葎屋地区における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

森田教育長	<p>只今から10月の教育委員会臨時会を開催します。</p>
森田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、<u>吉田委員</u>にお願いいたします。</p> <p>なお、9月定例会市議会において10月1日から竹内委員が任命され、本日から出席されておりますのでご報告します。</p>
森田教育長	<p>それでは議事に入ります。本日の案件は、先に報告 第15号中野本町地区及び蔀屋地区における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてからとします。</p> <p>それでは、事務局から内容説明を願います。</p>
阪本教育総務課長	<p>報告 第15号、中野本町地区及び蔀屋地区における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。</p> <p>平成29年11月13日に実施される大字中野（西地区）及び大字蔀屋地区の住居表示に伴い中野地区及び蔀屋地区における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する必要があるため、別紙のとおり10月24日開催予定である四條畷市議会10月臨時議会に上程することについてご報告いたします。</p> <p>別紙A4サイズの 別図の1及び2をご覧ください。</p> <p>該当区域内の住所の表示がそれぞれ変更となります。</p> <p>本教育委員会の対象としましては四條畷西中学校、給食センター、西中学校の夜間運動場、市民総合体育館が対象となります。</p> <p>次に「中野本町地区及び蔀屋地区における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例（案）」をご覧ください。</p> <p>本条例は、市を総括して総務課で上程することから第1条から5条の内、第2条のみ、東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例が入っております。</p> <p>まず、第1条については四條畷市立学校に関する条例の「四條畷西中学校」、第3条には、四條畷市立給食センター設置条例、第4条の四條畷市夜間運動場条例、第5条の 四條畷市立市民総合体育館条例の所在地等の住居表示についてそれぞれ改正を行うものでございます。</p> <p>なお10月25日開催予定の教育委員会10月定例会におきましては、この条例改正に伴う規則等の改正を案件として上程しております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
森田教育長	<p>本件について、質疑等がございましたらどうぞ。</p>

<p>森田教育長</p>	<p>(「なし」の声)</p> <p>質疑等ないようですので次の議題に移ります。</p> <p>本案件は人事に関するものであるため、「四條畷市教育委員会会議規則」第9条第1項に該当するとし、秘密会にしたいと思いますが委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし。」の声)</p> <p>委員の皆様の異議がないようですので、この案件については秘密会といたします。</p> <p>(秘密会)</p>
<p>森田教育長</p>	<p>以上で本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして臨時会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年11月22日

四 條 畷 市 教 育 長 森 田 政 己

四 條 畷 市 教 育 委 員 会 委 員 吉 田 知 子